

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
光ファイバ(吉岡一今別)賃貸借	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	北海道電力ネットワーク株式会社 札幌市中央区大通り東1丁目2番地	7430001078663	・会計法第29条の3第4項 ・国土交通省では、安全・安心で豊かな生活を実現すべくインフラ分野のDXに取り組んでおり、この環境整備の一環として日本全国を結ぶ高速・大容量・低遅延の「インフラDXネットワーク」の整備を進めている。これまでに、本州・四国・九州が概成したところで、現在、北海道と本州を接続するため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「JRTT」という。)が保有する北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)及び津軽海峡線(青函トンネル)の一部区間における鉄道施設内に国土交通省自営の光ケーブルを敷設する協議を、国土交通省北海道開発局、JRTT、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)の三者が進めているところである。光ケーブル敷設の受託工事を実施するJR北海道によれば、協議中の内容ではあるが現在のところ、光ケーブル敷設開始から完了までに十年以上の期間が必要であると回答があった。 事業促進のためには早期に北海道と本州を接続する必要があることから、自営光ケーブル敷設までの「暫定インフラDXネットワーク」用に光ファイバ心線利用の契約を行う必要があり、同一区間の一部に貸出可能な光ケーブルを唯一保有している北海道電力ネットワーク株式会社に打診をしたところ、光ケーブル内の光ファイバ(2心)について借用が可能であることから、随意契約を締結するものである。	非公表	7,760,500	—		
光ファイバ(今別一青森)賃貸借	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	株式会社トークネット 宮城県仙台市青葉区一番町3丁目7番1号	6370001011375	・会計法第29条の3第4項 ・国土交通省では、安全・安心で豊かな生活を実現すべくインフラ分野のDXに取り組んでおり、この環境整備の一環として日本全国を結ぶ高速・大容量・低遅延の「インフラDXネットワーク」の整備を進めている。これまでに、本州・四国・九州が概成したところで、現在、北海道と本州を接続するため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「JRTT」という。)が保有する北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)及び津軽海峡線(青函トンネル)の一部区間における鉄道施設内に国土交通省自営の光ケーブルを敷設する協議を、国土交通省北海道開発局、JRTT、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)の三者が進めているところである。光ケーブル敷設の受託工事を実施するJR北海道によれば、協議中の内容ではあるが現在のところ、光ケーブル敷設開始から完了までに十年以上の期間が必要であると回答があった。 事業促進のためには早期に北海道と本州を接続する必要があることから、自営光ケーブル敷設までの「暫定インフラDXネットワーク」用に光ファイバ心線利用の契約を行う必要があり、同一区間の一部に貸出可能な光ケーブルを唯一保有している株式会社トークネットに打診をしたところ、光ケーブル内の光ファイバ(2心)について借用が可能であることから、随意契約を締結するものである。	非公表	11,220,000	—		
工事実績・測量調査設計業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	一般財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂5丁目2番20号	4010405010556	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	4,289,058	4,289,058	100.00%		
(定期刊行物)*北海道通信 購入	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	株式会社北海道通信社 札幌市中央区北5条西6丁目1番地	8430001022158	・会計法第29条の3第4項 ・販売が発行元である(株)北海道通信社に限定され、一般に流通していないため。	3,888,000	3,888,000	100.00%		単価契約
港湾施工管理システム等回線接続(単価契約)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	KDDI株式会社 北海道札幌市中央区北三条西4-1-1	9011101031552	・会計法第29条の3第4項 ・システムの利用に必要な通信回線はKDDI株式会社の専用回線(閉域ネットワーク)で全国統一で構築されており、通信障害、不正アクセス等が発生した場合、危機管理上重大な影響を招くことから、構築以降も同社で回線の保守、障害監視、運用支援を行っている。 このため、KDDI株式会社以外の者の回線を利用することは不可能であり、本業務を履行する上で必要とされる条件を満たす唯一の者であるため	17,518,584	17,518,584	100.00%		単価契約
危機管理型水位計運用システム利用(単価契約)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	一般財団法人河川情報センター 東京都千代田区麹町一丁目3番地ニッセイ半蔵門ビル	3010005000132	・会計法第29条の3第4項 ・(一財)河川情報センターは、河川に関する情報の収集・加工・提供を行う運用システムの知的財産権の所有及び、河川情報に関する電気通信事業法による災害時優先通信機関の指定(H21年総務省告示第113号)を受けている唯一の団体であることから、随意契約を締結するものである。	8,228,325	8,228,325	100.00%		単価契約
全国道路施設点検データベース施設情報提供	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	一般財団法人日本みち研究所 東京都江東区木場2丁目15番12号MAビル	8010605002135	・会計法第29条の3第4項 ・「全国道路施設点検データベース」の利用契約は、基礎データのDB管理運営機関である「一般財団法人日本みち研究所」が一元的に実施しており、本件を履行できる唯一の機関であるため	2,541,000	2,541,000	100.00%		
「インターネット行政情報サービス」(iJAMP)提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号	7010001018703	・会計法第29条の3第4項 ・北海道開発局では、時々刻々発生する事項を北海道開発行政に反映するため、常日頃からの情報収集活動が非常に重要となっている。 選定業者が有している情報提供内容は、各省大臣会見及び首長会見速報をはじめとする中央官庁・地方自治体の動静やニュース、リアルタイムな政治・社会ニュースなど、他のメディアにはない情報を有しており、その提供も迅速である。 また、当該情報提供内容が体系的に整理され、検索もしやすくなっているため、瞬時の検索に適している。 このような業務の遂行上必要な行財政ニュース等の情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、随意契約の相手方として選定するものである。	4,884,000	4,884,000	100.00%		
北海道開発局例規集データベース更新外業務(単価契約)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	第一法規株式会社 北海道札幌市中央区北四条西六丁目 毎日札幌会館7階	7010401017486	・会計法第29条の3第4項 ・本システムの開発者である第一法規株式会社(以下「同社」という。)は、これまでの本システムの運用及び更新に携わっており、システム構築の際に必要な知識及び経験を有していることから、システムの運用及び更新における迅速な対応が可能である。また、設置するサーバが変わっても、使用する本システムのプログラム及びデータベースについて、同社が、著作権法第17条第1項に基づく著作権を有していることは変わらず、著作権の行使についても意思表示している。以上のことから、同社は、本件の目的を満たすことのできる唯一の者であることが認められるため。	3,960,000	3,960,000	100.00%		単価契約
官報公告等掲載契約	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2丁目2番3号	6010405003434	・会計法第29条の3第4項 ・(独)国立印刷局が唯一の官報発行機関であるため。	11,363,722	11,363,722	100.00%		単価契約
洪水予警報等作成システム運用作業	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	一般財団法人河川情報センター 東京都千代田区麹町一丁目3番地ニッセイ半蔵門ビル	3010005000132	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	27,984,000	27,940,000	99.84%		

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
北海道における大規模地震・津波発生時の避難行動支援に関する調査	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	日本工営(株)札幌支店 札幌市中央区北5条西6丁目2番地	12900001038	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	29,983,800	29,975,000	99.97%		
建設副産物情報提供業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	一般財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂5丁目2番20号	4010405010556	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	2,145,000	2,145,000	100.00%		
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の5(1)に基づく情報について、本局及び各開発建設部に配置された職員や機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、インターネット等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として閣議了承にて警察庁・建設省(現国土交通省)の共管で設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。	82,379,000	82,379,000	100.00%		
資材価格データ作成(建設物価外)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月2日	一般財団法人建設物価調査会 札幌市中央区北1条西4丁目1番地2	6010005018675	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	11,297,000	11,220,000	99.31%		
資材価格データ作成(積算資料外)	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月2日	一般財団法人経済調査会 北海道札幌市中央区北一条西3丁目2番地	1010005002667	・会計法第29条の3第4項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。(公募)	8,184,000	8,184,000	100.00%		
環境保全連携施策整理検討外業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月9日	パシフィックコンサルタンツ(株)北海道支社 札幌市北区北七条西一丁目2番地6	8013401001509	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	13,970,000	13,970,000	100.00%		
令和8年度 地域資源の最大活用に向けたリサイクルプラン検討調査	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年4月23日	株式会社ドーコン 北海道札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号	5430001021765	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	10,120,000	9,999,000	98.80%		
地域共創推進業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年5月14日	公益財団法人はまなす財団 北海道札幌市中央区北五条西6丁目2番地の2	9430005010380	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	6,998,200	6,992,700	99.92%		
令和8年度 北海道の成長産業の形成に向けた検討調査	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年5月14日	株式会社ドーコン 北海道札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号	5430001021765	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	9,988,000	9,988,000	100.00%		
地方部誘客に向けた北海道におけるデマンドバスの観光利用促進に関する調査業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年5月21日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	5,478,000	5,478,000	100.00%		
河川技術講習会等運営補助	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年5月21日	一般財団法人北海道河川財団 北海道札幌市北区北七条西4丁目5-1	5430005010343	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	17,996,000	17,985,000	99.93%		
除雪機械シミュレータ北海道開発局仕様プログラム修正	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年5月28日	株式会社コム 新潟県新潟市江南区江口2102番地9	2110001006603	・会計法第29条の3第4項 ・シミュレータのプログラムについて、著作権法に規定する著作者人格権は、作成した株式会社コムに帰属しており、同法の同一性保持権により、プログラムの修正を行える唯一の者である。	9,982,500	9,982,500	100.00%		
防災通信ネットワークセキュリティ監視業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之 札幌市北区北8条西2丁目	令和8年5月28日	NECネットエスアイ株式会社 札幌市中央区北五条東2-1	6010001135680	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	79,948,000	79,948,000	100.00%		

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。